

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき感染症にかかった場合、本校では、学校保健安全法の規定に沿って出席停止の措置を取っています。生徒間での感染の拡大を防ぐために、医師から登校の許可が下りるまでは、ご家庭にて療養してください。出席停止の期間は、出席を要しない日として欠席の扱いにはなりません。

なお、医師から登校の許可が下りた際には、別紙「登校許可証」（医師の証明）と「登校届」をご記入の上、学校へ提出してください。お手数ですが、よろしくお願い申し上げます。

＜学校感染症の種類と出席停止の期間＞

分類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消えるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなり2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	医師により感染のおそれがないと認められるまで ※「その他の感染症」は、学校での感染拡大を防ぐために必要な時に限り、医師の判断で第3種の感染症としての措置をとることができる感染症。

ご担当医様

中央学院大学中央高等学校
校長 土田 忠男

登校許可証の記入について（お願い）

学校において予防すべき感染症に罹患した場合、登校に際して証明が必要となります。
ご多忙のところ恐れ入りますが、登校許可証の作成をお願い申し上げます。

<お問い合わせ> 保健室 電話 03-5836-7020

登 校 許 可 証

生徒氏名	
病 名	
出席停止期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記の生徒について、感染症の予防上支障がないと認め、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師ご氏名 印

中央学院大学中央高等学校長殿

登 校 届 (保護者をご記入ください。)

上記の通り、登校の許可が下りましたので 令和 年 月 日 から登校します。

年 組 生徒氏名

保護者ご氏名 印